

物件明細

物件番号		所在地 (住居表示)		富田林市寺池台五丁目44番14の一部 (富田林市寺池台五丁目18番15号付近)		地目		雑種地		交通 機関		南海高野線 金剛駅 南 約 750m		最 低 使用料 (年額)		375,000円 / 年			
1																			
土地の概要										特記事項									
面 積		使用許可対象面積 363.92 m ²										1 平面駐車場(コインパーキングを含む。)に限定した平面利用に限ります。なお、対象地の地下約16mには大阪府所管の外径約4. 5mの流域下水道管が北側から西側へ横断する形で敷設されていますので、上載荷重は1. 0t／m ² までにしてください。 2 現在フェンスで囲まれている府有地のうち、対象地以外の土地(マンホールのある部分)は下水道事業の維持管理用地ですが、平面駐車場の運営上、対象地への車両通行は可とします。 3 対象地東側管理用通路の北側及び南側には車止めがあり、車止めの間の管理用通路からの車両の出入り及び通行はできません。 4 対象地及びその周辺における既設アスファルト舗装、ネットフェンス、その他の施設又は工作物の撤去、形状変更及び整備については、大阪府南部流域下水道事務所と協議し、許可を得てください。その撤去等に要する費用は、全て使用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府南部流域下水道事務所総務課 電話072-438-7406(代) 大阪府南部流域下水道事務所維持管理課 電話072-438-8235(直) 5 対象地の北西箇所には一部既設フェンスの無い箇所がありますので、事故防止のため使用者においてフェンスの設置等の安全対策を行ってください。 6 対象地付近の電柱及び電線等の移設又は撤去はできません。 7 対象地の南側里道、北側市道及び東側管理用通路における視認性確保(歩行者、車両等の通行目視のため)の観点から、各道路沿いに視線を遮る様な看板(案内看板・空満看板等)等の設置はできません。 8 雨水や汚水の排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水等の処理については、富田林市と協議してください。 (お問い合わせ先) 富田林市上下水道部 下水道課 電話 0721-25-1000(代)							
接面道路 の状況		北側：市道・幅員約 5.0m・舗装 有・高低差 無 南側：里道・幅員約 2.1m・舗装 有・高低差 無 東側：管理用通路・幅員約 1.9m・舗装 有・高低差 無																	
		法令に 基づく 制限		都 市 計画法		市街化区域内													
						用途地域		第一種中高層住宅専用地域											
						地域地区		—											
				建ぺい率		60%		容積率		200%									
		その他の 法令等		・下水道法															
その他条件																			
供給 処理 施設 の 状況		区分		配管等の状況				照会先及び電話番号											
				対象地周辺		対象地内													
		公営 水道		本管		引込管		富田林市上下水道部 水道工務課 0721-25-1000(代)											
				有		無													
		電気		配電線		引込線		関西電力(株) 羽曳野営業所 0800-777-8026											
				有		無													
		都市 ガス		本管		引込管		大阪ガス(株) マップメンテセンター 06-6202-2141											
				有		無													
		公共 下水道		本管		引込管		富田林市上下水道部 下水道課 0721-25-1000(代)											
				有		無													

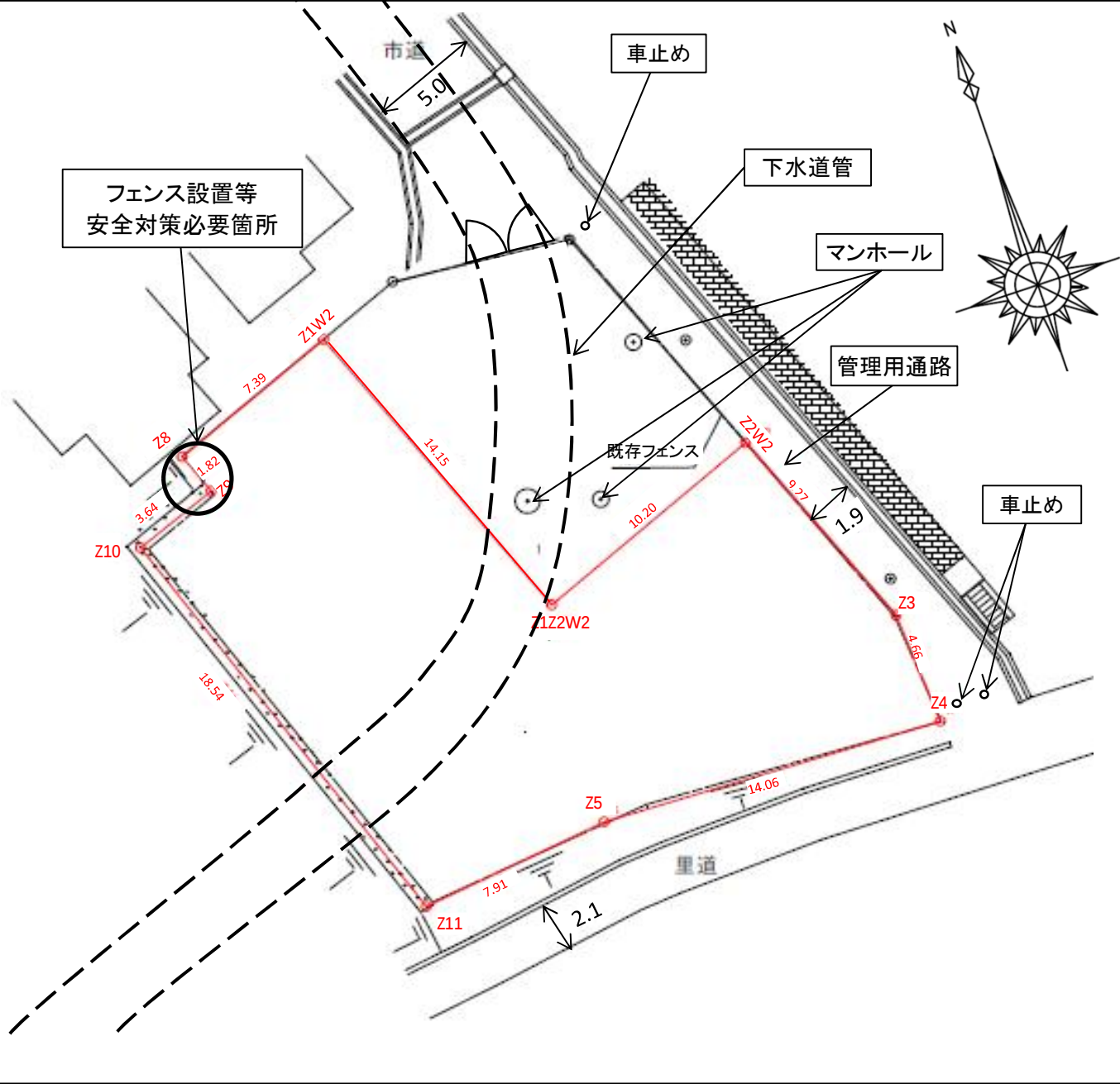
(裏面へつづく)

(裏面へつづく)

特記事項

- 9 地震発生時等の緊急時又は通常の保守点検業務等の流域下水道事業に係る維持管理業務のため、対象地に立ち入り、保守資材の設置及び公用車両の駐車を行う場合があります。
また、このほか流域下水道事業に係る下水道管渠の大規模点検・改築更新を行う場合があり、作業内容・規模によっては一定期間当該用地を使用することができなくなります。
これら当該維持管理業務等のため対象地を使用できなくなる場合は、別途協議します。
- 10 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等については、使用者の負担となります。
- 11 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て使用者において行ってください。
- 12 対象地外の府所有地（管理フェンスの周辺など）についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。

(2) 平面図・丈量図 (物件番号: 第1号)



測点	X	Y
Z2W2	105.368	109.143
Z3	98.315	115.163
Z4	93.999	116.939
Z5	89.905	103.483
Z11	86.454	96.363
Z10	101.071	84.943
Z9	103.388	87.761
Z8	104.787	86.594
Z1W2	109.562	92.247
Z1Z2W2	98.745	101.383
倍積	727.847286	
面積	363.923643	
地積		363.92m ²

図面名	貸付平面図・丈量図
作成年月日	平成31年1月15日
縮尺	S = 1 / 250
事業者名	大阪府